

鬼怒川堤防決壊を教訓に流域治水への転換を

ジャーナリスト まさのあつこ

約1カ月後の10月15日、関東地勢は今度は被害県である茨城県を含み流域1都5県を集め、利根川・江戸川河川整備計画の変更原案として「霞ヶ浦導水事業」を盛り込むと説明しました。

利根川の河川整備計画は、1997年の河川法改正以来、本

「霞ヶ浦導水事業」 漁業資源に打撃を与える

9月10日に起きた利根川支流の鬼怒川堤防の決壊は、ダムに頼る治水が「安全神話」に過ぎなかったことを私たちに教えました。上流には湯西川ダムなど4基のダムがありましたが、利根川との合流点に近い下流には、高さや幅が不十分な堤防や無堤防の地域が残され、決壊や溢水によって40km²の浸水被害が出ました。ところが、9月18日、国土交通省関東地方整備局（以後、関東地勢）は、ダムがなければ決壊地点で30cm水位が高くなり、被害は拡大したとダムの効果をアピールしました。呆れた感覚です。

それは変更するにあたって、今度こそ鬼怒川堤防を最優先で盛り込むのかと思いきや、「過去の主な洪水」に「平成27年9月洪水」として「約4050ha、約1万1400棟の浸水被害が発生した」事実が加わっただけでした。その代わりに加わったのが昨年の事業検証で「継続」とされた「霞ヶ浦導水事業」です。これは利根川・霞ヶ浦と、その北部を流れる那珂川とを「導水管」で繋いで2河川の水を混ぜて利用する事業です。不要不急である上に、那珂川で漁業を営む漁業者は「アユ・シジミを始めとする那珂川の漁業資



鬼怒川堤防決壊で被害を受けた茨城県常総市三坂町（9月14日筆者撮影）



1都5県で闘われたハッ場ダム住民訴訟は、最高裁でも「ムダ」と判断されず、本体工事が始まった。（6月28日筆者撮影）



石木ダム建設のための立ち退きを求め、土地家屋調査に立ち入ろうとする県職員に「我々は土地も家も売らない」と拒絶する地権者たち（8月30日筆者撮影）



関東地勢がスーパー堤防事業を始めた江戸川区北小岩1丁目（中央左側）は、蛇行の内側に位置し、昭和22年のカスリン台風でも浸水しなかったすでに安全安心な地域で、9月の台風でもビクともしなかった（9月11日筆者撮影）

リスク情報の周知による 事前の備え対策

こうした政策は、事前の備えを優先して目指す「滋賀県流域治水の推進に関する条例」とは対照的です。この条例は、住民に浸水想定情報を開示して周知させるなど、人命被害と生活再建が困難となる被害を避けることを最優先に2014年に成立しました。「盛土構造物設置等ガイドライン」や「耐水化建築ガイドライン」などを策定し、浸水警戒区域での建築制限などにより産業界にも警鐘を

鳴らす政策です。河川管理者が主導して線状の「河川」に設ける構造物に依存し過ぎず、「流域」の住民を主体とした政策です。何事においても先進的な施策は自治体から始まるのが日本の公共政策における不文律ですが、治水も例に漏れなかったようです。

しかし、旧来型のダムに頼る治水・利水を進める自治体は後を絶ちません。長崎県（中村法道知事）は浸水被害が出た流域に住宅開発を認めた上で、あり得ない過大な水需要増加を前提に、13世帯の住居田畑を強制収用してまで石木ダムを進めようとしています。

関東地勢は、スーパー堤防事業を、東京都江戸川区のまちづくり事業と組み合わせて着々と進めています。しかし、住民にとっては二度の立ち退きを要するため、生活設計がズタズタになる「まち壊し」土事業だと批判されています。しかも現在実施中の北小岩1丁目ではすでに緩傾斜堤防が完成し、二重投資に他なりません。

一方、同じ利根川の鬼怒川の決壊・溢水は、堤防が低いことや無いことを知りながら、住民の声が河川管理者に吸い上げられずに後回しにされたことによる「人災」です。これを教訓に、住民主体の流域治水が国全体の政策になるよう声を上げることが必要です。

*12月6日に嘉田由紀子・前滋賀県知事を招き、シンポジウム「温暖化時代の治水政策：国と地方の取り組みから」を明治大学で開催します。（詳細は4ページ参照）



辺野古土砂搬出反対運動の広がり

「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会
共同代表 阿部悦子

記事に驚きを禁じえませんでした。2013年5月、環瀬戸内海会議の「第25回総会」が、兵庫県姫路で開催され、瀬戸内海からの土砂搬出問題が情報共有され、阻止に向けて行動していくことが確認されました。

同年、12月27日には、前沖縄県知事の仲井真弘多知事が、「埋め立て承認」を、表明するのですが、当会はその数日前の12月24日に、沖縄県知事、環境省、防衛省に対して「反対の申し入れ」を同時並行的に行いました。

翌2014年は、名護市長選、県知事選、衆院選が相次いで行われ、「新基地反対」を公約した候補が、全ての選挙区を制したのです。

私が辺野古の埋め立てで、瀬戸内海の土砂を搬出する計画があるのを知ったのは、2013年の3月のことです。たまたま沖縄を訪問して戦跡などをめぐり、辺野古にも立ち寄った翌日のことでした。

3月27日付けの「琉球新報」の記事では、「土砂調達1300億円相当」「防衛局の内部資料」「採取場所として瀬戸内など9箇所から」というものでした。私が辺野古への土砂搬出問題に関わったきっかけです。「本土」にいたのでは知り得ない内容でした。

私は、1990年に発足した環境団体、環瀬戸内海会議の代表を務めてきましたが、辺野古の海の破壊が瀬戸内の破壊を伴うという



与党会派の県議会議員とともに
沖縄県副知事と面談（9月3日）



内閣府に署名を提出（10月15日）

こんなときに奄美大島から行動が起こされました。2014年秋のことです。私は招かれて今年1月に奄美を訪れ、辺野古土砂問題で奄美と瀬戸内海がつながったのでした。その後、2月には、「自然と文化を守る奄美会議」と「環瀬戸内海会議」が連名で環境省、防衛省に申し入れました。

次いで、奄美会議は、5月の終

わりに次なる集会を企画。土砂採取によって、1本しかない町への道が分断されてきた「市集落」で潜水調査を行い、山と海の汚染がつながっていることを確認、公表してくださったのは、北海道大学の向井宏名誉教授と日本自然保護協会の安部真理子さんでした。かつての豊穡の海が土砂採取によって「死の海」となっていたことは、大きな衝撃でした。このときに参加した西日本の7団体が、「辺野古土砂搬出反対」全国連絡協議会を、立ち上げたのです。同時に沖縄県議会から与党会派の7人の議員がオブザーバー参加をされて、生物多様性の観点から「県外の土砂搬入時の規制」についての条例作成の準備が行われていることが報告され、7月には条例が制定されました。

発足から4カ月余り、10月3日には、長崎県で第2回総会が行われましたが、鹿児島県奄美大島、福岡県門司区、熊本県天草、長崎県五島、香川県小豆島などからも参加があり、ネットワークが広がっています。

5月から始めた「搬出反対署名」は、5万2千筆を越えて、10月15日には総理大臣宛提出し、環境省と防衛省にも申し入れを行いました。「ふるさとの土を一粒たりとも戦争に使わせない」という、私たち「本土」の共通認識をさらに広げて、辺野古の新基地を阻止していきたいと思っています。



多摩川河口干潟（東京都・神奈川県）

NACS-J 自然観察指導員東京連絡会 山口義明

全長13.8kmの多摩川。河口部では、東京側が羽田空港、神奈川側が工場地帯という景色の間を流れ、東京湾に注ぎます。多摩川は、全体的に、堤防は備えているものの、都市部の河川としては、コンクリートの護岸化が少なく、自然環境が多く残っています。河口部では、シギ・チドリを中心とした旅鳥の中継地としても有名です。

多摩川の歴史は水質汚染の歴史であり、1970年代の多摩川は「死の川」でした。多摩川の水の多くは人工排水のため、未処理の生活排水が流れ込むことで汚染されたという過去があります。しかし、逆の視点では、この生活排水が汚染されていないければ、水質は保全できたわけです。そこで、当時、一般的な排水基準よりも厳しい基準を設定することで、水質改善に成功し、現在の多摩川に至っています。今ではアユの遡上も当たり前になりました。しかし、多摩川の水は、現在においても約70%



5月の観察会（上）と
アシハラガニ（左）



が、人工排水で構成されているという環境は、変わっていません。東京湾内の干潟の多くは埋め立てられ、多摩川河口干潟は、東京湾内西岸では唯一の天然干潟となっています。大型河川である以上、台風などによる濁流で、干潟にも多大な影響が出ることが常ですが、多摩川河口干潟は、このような洪水に遭っても生態系に影響が生じない干潟です。それだけ水生生物を中心とした干潟の生態系が強固に備わっているといえるでしょう。

残り少なくなった多摩川の自然を残す目的で河口干潟は、「生態系保持空間」が設定されており、基本的に人間の手が入らないようになっています。

2014年5月、政府は、羽田空港と多摩川対岸の川崎方面を直結する連絡橋建設方針について発表を行いました。貴重な干潟が残る河口部に、新しい橋を建設することについて、数多くの自然保護団体が反対表明をしています。NACS-J自然観察指導員東京連絡会では、毎年5月に多摩川河口干潟観察会を実施しています。この観察会は連絡橋建設候補地となっている現場で開催することで、干潟保全の必要性を参加者に訴えています。生き物観察だけではなく、大切な活動を行っています。

泡瀬干潟・浅海域埋め立ては法的に瑕疵がある



裁判所入口まで行進する原告団（9月29日、控訴審第2回公判）

翁長知事は、10月13日、前知事が承認した「辺野古埋め立て承認」を取り消した。翁長知事の決断は、知事選挙の公約でもあり、沖縄県民を始め全国民の圧倒的な支持を得ており、当然のことである。私たちは、知事を支え、新基地建設断念まで県民一丸となつて安倍内閣と闘わなければならない。

さて、知事の決断は、第三者委員会の報告、今回発表された「取り消し処分理由」に基づくものであるが、多くは環境問題との関わりである。泡瀬埋め立てと関連するものをあげてみる。①辺野古埋め立て地は、自然環境の観点から極めて貴重な価値を有する地域であつて、いったん埋め立てが実施されると現況の自

然への回復がほぼ不可能である。また、同地は、「日本の重要湿地500」「絶滅危惧種生息地」「ラムサール条約湿地潜在候補地」であり、公有水面埋立法第4第1項第1号に違反する。②同地域は、「現存する干潟・塩性湿地・藻場・サンゴ礁などを含む浅海域」で、最優先に保全されるべきであり、県の「自然環境の保全に関する指針」で評価ランク1に指定されている。法第4第1項第2号の要件を充足していない。

ところで、翁長知事が「辺野古承認は瑕疵があつた」と判断した上記の理由は、ほとんどそのまま泡瀬干潟・浅海域にも当てはまる。泡瀬も辺野古・大浦と同価値であり、埋め立ては回避され保全されるべきところであつたが、県は前知事時代から埋め立てを推進しており、翁長知事もそれを再検証なしで引き継いでいる。しかし、辺野古埋め立



泡瀬のサンゴリーフチェック（9月6日）で見つけた、リュウキュウサルボウ（生貝）に着生しているキクメイシモドキ（サンゴ）。辺野古・大浦ではスィショウガイに着生した例はありますが、リュウキュウサルボウへの着生は今まで報告がありません

て承認を取り消すのであれば、泡瀬も同時に見直すべきである。今後、辺野古問題は、国を相手に法廷でも争われることを考慮すると、辺野古はダメで、泡瀬はOKという二重基準（ダブルスタンダード）は許されず、環境問題に関して一貫した態度を貫くことが非常に重要と思われる。

第二次泡瀬訴訟は、提訴、地裁判決（2月24日）を経て、控訴審に入っている。地裁判決は、上にあげた環境問題以外にも、①事実誤認が多い、②法律に基づく「沖縄県地域防災計画」「津波防止地域づくりに関する法律」に反している、③需要予測に問題があり経済的合理性がない、等の問題点があり、まさに不当判決であつた。

私たちは、先の翁長知事の辺野古承認取り消しの理由を泡瀬埋め立て問題の瑕疵につなげ、泡瀬埋め立て承認も取り消すべきであるとの新たな準備書面を提出する。

一方で、翁長知事は、泡瀬干潟のラムサール条約登録について「意義のあること、地元自治体へ働きかけている」ことを2015年6月議会で答弁しており、登録に向けて展望も開けてきた。2018年のラムサールCOP13で実現できるように運動を進めたい。

台風18号による水田被害の報告とお見舞いへのお礼

ラムネットJ 理事
NPO法人民間稲作研究所

稲葉光國

このたびの水害に対し、会員のみなさまをはじめ、多くの関係者からご心配のメールやお電話を頂き、ありがとうございます。水害の厳しかった茨城県常総市や宮城県大崎市などは比べものにはなりませんが、今回の水害で最も大きな被害を受けたのは、小山市のO氏、ふゆみず田んぼ実験田のS氏のみなさんでした。他に小生の田んぼ、T氏、S氏などが冠水によって有機栽培の格付け表示・販売ができなくなつてしまいました。大事には至らなかったものの、河川からの越水が各所で見られ、間一発で大災害になるのを免れた地域がたくさんありました。

幸い当地では収穫前1週間の冠水であつたことから、汚染物質がお米に吸収される状況ではありませんでしたが、放射性セシウムが水田に流れ込み、濃度を高めてしまいました。水稲への移行が問題になるレベルではありませんが、念のため残留農薬検査、放射能検査、食味検査、品質検査を行う予定です。

今年の気象災害はこれだけではありません。加えて、TPP大筋合意でアメリカ・オーストラリアからの米輸入を強要され、日本の稲作は崩壊の危機に直面しています。自給率39%が18%へ転落するのも時間の問題です。生き残れる農業は「生物の多様性を育む有機農業」か「半農半X」農家だけでしょう。環太平洋から得体の知れない原料に各種添加物で加工され厚化粧した食べ物があります。氾濫する時代になってきます。健康を害する人が一人でも少なくなることを願つて、有機稲作チャレンジプロジェクト、味噌醤油づくり、マイオイル、マイビール運動などの手作り自給運動を始めました。TPPに対峙する自給農業圏の建設です。参加ご希望の方はお問い合わせください。メールアドレス inaba@inasaku.or.jp



会費24000円で参加し40kgの有機米が配布される有機稲作チャレンジプロジェクトのイネ



33時間、全圃場が水没してしまったO氏農場のイネ

●緊急シンポジウム「救え！沖縄・泡瀬干潟」

泡瀬干潟・辺野古埋立ての一方で進行するもうひとつの自然破壊」日時：11月29日（日）13時30分～16時30分

場所：中央区立環境情報センター研修室（東京都中央区京橋3-1-1 東京スクエアガーデン6F、銀座線京橋駅3番出口直結）主催：ラムネットJ、日本自然保護協会、泡瀬干潟を守る連絡会

内容：泡瀬干潟の陰に隠れた泡瀬干潟埋め立ての今を見つめ、干潟保全のための課題を考えます。IUCN日本委員会長の吉田正人さんなどが講演します。問い合わせ：電話03・3553・4103（日本自然保護協会自然保護室・萩原、安部）

●シンポジウム「温暖化時代の治水政策」

国と地方の取り組みから」日時：12月6日（日）13時30分 場所：明治大学グローバルフロント2F（東京都千代田区神田駿河台2丁目）主催：温暖化時代の治水政策シンポジウム実行委員会

内容：嘉田由紀子・前滋賀県知事と国交省を基調講演に引き、限りある資源・財政・人材で温暖化時代の治水をどう進めるのか、国と地方が向かい始めた政策を広く共有します。パネルディスカッションもあり。参加申し込み：Eメール nasaomori@ramnet-j.org（明治大学・大森正之）

●エコプロダクツ2015 日時：12月10日（木）～12月11日（土）10時～18時（12日は17時まで）場所：東京ビッグサイト・東ホール（東京都江東区）主催：産業環境管理協会、他

内容：環境負荷低減に取り組む企業の製品やサービスの見本市。環境NGOの展示もあり。ラムネットJも「生物多様性ナレッジスクエア」に出展します。ウェブサイトをhttp://eco-pro.com/2015/

●緊急シンポジウム「開門調査から見える有明海の未来」日時：12月12日（土）13時30分～17時00分 場所：佐賀市民会館大会議室（佐賀駅バスセンターから佐賀神社前バス停下車）

主催：諫早湾開門研究者会議、有明海漁民・市民ネットワーク内容：諫早湾干拓と有明海異変の因果関係について、最新の研究成果を報告します。諫早湾開門調査の必要性と可能性を探り、有明海再生への道筋を考えます。問い合わせ：電話03・3986・6490（有明海漁民・市民ネットワーク）

●ハッ場ダム最高裁決定抗議集会「ダム依存から真の河川行政への転換を求めて」日時：12月13日（日）13時20分～16時30分 場所：全水道会館4階大会議室（東京都文京区JR水道橋駅東口3分）

主催：ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、他 内容：最高裁が6都県からのハッ場ダム住民訴訟上告を全て棄却したことへの抗議集会。宮本博司さんの講演や、嶋津暉之さんの報告、パネルディスカッションなど。参加費：500円 問い合わせ：電話042・341・7524（ハッ場ダムをストップさせる東京の会・深澤）

●水から出た魚たち ムツゴロウやトビハゼについて、その生態から漁業・料理まで、さまざまな角度から解説した本。著者の田北さんはこの原稿を遺して、昨年お亡くなりになりました。学者として早くから諫早湾干拓に警鐘を鳴らしていた方です。

水から出た魚たち 田北徹・石松惇共著 海游舎刊 1800円（税別）

時を刻む湖 ラムサール条約湿地の三方五湖の一つ、水月湖の湖底の地層に刻まれた「年縞」が、過去5万年の時間を計るための標準時計として世界から認められるまでの物語。

時を刻む湖 中川 毅 著 岩波書店刊 1200円（税別）

田んぼ10年プロジェクト地域交流会のご案内

ラムネットJが主催している田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト（田んぼ10年プロジェクト）の地域交流会を、下記の2カ所で開催します。詳細が決まり次第ホームページでご案内します。

●田んぼ10年プロジェクト地域交流会・琵琶湖
日程：2016年1月23日（土） 場所：京都市教育文化センター
内容：須原魚のゆりかご水田の取り組み、他

●田んぼ10年プロジェクト地域交流会 in 豊後大野市
日程：2016年2月27日（土）
場所：豊後大野市・エイトピアおおの（豊後大野市総合文化センター）
内容：地域からの活動報告、他

ラムサール・ネットワーク日本 会員募集 !!

ラムサール・ネットワーク日本（ラムネットJ）の活動は、会員の皆様からの会費や、カンパ、助成金などでまかっています。ぜひ、ラムネットJのサポーター（一般賛助会員）になって会の活動を支援してください。もっと積極的に湿地保護にかかわりたい方は、会の運営や活動を担う一般正会員としての入会をお待ちしています。そのほか、団体や企業としての入会も可能です。詳しくは事務局までお問い合わせください。

会員の特典

機関誌「ラムネットJニュースレター」を送付するほか、会員限定のメーリングリストに参加できます。ラムネットJが主催する催しの参加費が割引になる場合もあります。

入会申込方法

●郵便振替 郵便振替用紙（払込取扱票）の通信欄に、ご希望の会員種別、お名前、住所、電話番号、Eメールアドレスをご記入の上、年会費をお振り込みください。一般銀行から振り込む場合は（払込取扱票への記入ができませんので）振り込み後に上記の申込事項をEメール、FAX、郵便等で右記の事務局までお知らせください。

●ウェブサイト 一般賛助会員、一般正会員はウェブサイトからオンラインでの入会も可能です。http://www.ramnet-j.org/join/にアクセスし、「入会申込フォーム」に記入して送信してください。年会費は郵便振替で送金いただくか、ペイパルを使ってオンラインで決済することも可能です（クレジットカードも使用できます）。

振込先

ゆうちょ銀行 振替口座 00140-0-765702 ラムサール・ネットワーク日本（一般銀行から）ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキウ）店
当座預金 0765702 ラムサール ネットワークニホン

会員種別と入会申込金（年会費）

会員種別	正会員	賛助会員
	総会での議決権があります	総会での議決権がありません
一般	1口 5,000円	1口 2,000円
団体	1口 10,000円	1口 10,000円
特別	50,000円以上	30,000円以上
企業	—	1口 100,000円

年会費（入会金）

年会費は毎年4月から翌年3月までの1年分です。入会初年度は、年度途中の入会でも入会金として1年分の会費をいただきます。2～3月に入会の場合、初年度の年会費（入会金）は無料となり、4月からの次年度の年会費としていただきます。

事務局

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本
〒110-0016 東京都台東区台東1-12-11
青木ビル3F TEL/FAX 03-3834-6566
Eメール info@ramnet-j.org